

新潟県電気自動車関連産業育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、ガソリン自動車等から公道走行可能な電気自動車への改造を行う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付については、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準等)

第2条 個人又は法人で、知事が認める者（以下、「事業主体」という。）が、ガソリン自動車等から公道走行可能な電気自動車への改造を行うために要する経費のうち、補助金の交付の対象として県が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費及び補助金交付額は、別表のとおりとする。

(交付の条件)

第3条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（第9条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助対象者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者。
 - エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者。
 - キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。
- (5) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又はその一部を県に納付させることがあること。

- (6) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びその証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で第18条第2項に規定する処分制限期間内にあるものについては、財産管理台帳及び関係書類を整備管理しなければならないこと。

(交付申請書)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式による補助金交付申請書を県が指定する日までに知事に提出しなければならない。

2 申請は、次に掲げる申請要件を満たしているものでなければならない。

- (1) ガソリン自動車等を電気自動車へ改造するものであること。
- (2) 県内に本社が所在する事業者が県内において改造した電気自動車であること。
- (3) 当該補助金による電気自動車への改造が、交付を申請する日が属する会計年度の3月31日までに完了すること。

3 申請は本人が行うほか、改造を行う事業者による代理申請も認めるものとする。

なお、この場合、別紙第1号様式別紙1の委任状を添えて申請しなければならない。

4 前項の補助金の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)及び地方税法の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱)

第5条 知事は、前条第4項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められた時は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

2 知事は、前条第4項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の決定)

第6条 知事は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応

じて行う現地調査により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行う。

2 県は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 知事は、補助金の交付決定を受けた者が第3条第1項第4号に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に県に取り下げの申請をしなければならない。

(変更の承認等)

第8条 第6条による交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ別記第2号様式による事業変更承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。（第9条に定める軽微な変更を除く）

(2) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(軽微な変更の範囲)

第9条 第3条第1項に規定する軽微な変更は、総事業費の20パーセントを超えない増減とする。

(事業の中止の承認申請)

第10条 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ別記第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

(遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記第4号様式による遅延報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

第12条 補助事業者は、県が必要と認めて指示したときは、別記第5号様式による実施状況報告書を県が要求する期日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（当該補助事業に係る補助事業者の補助対象経費全額の支払い完了をもって補助事業の完了とし、第 10 条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して 30 日以内又は当該補助金の交付を申請する日が属する会計年度の翌年の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、別記第 6 号様式による実績報告書に添付書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ県の承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の実績報告にあたって、補助事業者は、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税額及び地方消費税額に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第 14 条 県は、前条第 1 項の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容（第 10 条の規定に基づく承認をしたときには、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

- 第 15 条 県は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、遅延なく補助事業者に補助金を支払うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第 16 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第 7 号様式による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書をすみやかに県に提出しなければならない。
- 2 県は、前項の報告書の提出を受けた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(取得財産等の管理)

- 第 17 条 補助事業者は、取得財産等について、別記第 8 号様式による取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（この様式により難しい場合は任意の様式）を備え、管理するとともに、その写しを第 13 条で定める実績報告書に添えて提出すること。

(取得財産の処分の制限)

- 第 18 条 規則第 19 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する知事が定める財産は、この補助

金により取得し、又は効用の増加した財産とする。

2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、事業完了後、3 年とする。

3 規則第 19 条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第 9 号様式による補助事業財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第 19 条 この交付要綱に定めるもののほか、この交付要綱の施行に関し必要な事項は、県が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成 24 年 5 月 16 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 25 年 4 月 22 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 25 年 7 月 4 日から施行する。

別表（第2条第2項関係）

補助対象経費及び補助率等

補助対象経費	補助金交付額
ガソリン自動車等から公道走行可能な電気自動車への改造を行うために要する経費	30万円／台